



答申第17号
令和6年7月19日

世田谷区長
保坂展人様

世田谷区公文書管理委員会

会長 野村武司



令和5年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について（追加作成）（答申）

令和6年6月7日付諮問第17号で依頼のあった「令和5年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について（追加作成）」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。